

令和6年4月 総合事業の運営基準の改正内容について

総合事業の運営基準（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準）の改正に伴い、小金井市の総合事業においても、以下のとおり改正を行う。

1 管理者の兼務範囲の明確化 現行相当・市基準

管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内に加えて同一敷地外の事業所、施設等における兼務も認めることとする。
（令和6年4月1日から適用）

2 身体的拘束等の適正化の推進 現行相当・市基準

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下のとおり定めることとする。（令和6年4月1日から適用）

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすこと）を記録することを義務付ける。

3 重要事項等のウェブサイト掲載 現行相当・市基準

事業所の運営規程の概要等の重要事項等（重要事項説明書）について、事業所内での書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。（令和7年4月1日から適用）